

2002年度 国際学部
卒業論文

「ひとり親を取り巻く環
境と行政制度」

宇都宮大学

国際学部国際社会学科

磯 加奈子

要約

離婚件数の増加に伴い、ひとり親世帯も近年増加している。この論文は、4つの章から構成されており「ひとり親を取り巻く環境と行政制度」について述べている。第1章ではひとり親を取り巻く環境として、離婚数の変化、養育費支払いの現状、ひとり親の世帯数の変化、生活問題などを取り上げ、それぞれの問題点などを記している。第2章では、ひとり親に対する行政制度として国の制度である「児童扶養手当」、全国初という鹿沼市独自の父子家庭にも手当を与えるという「児童育成手当」について記した。また宇都宮市役所と鹿沼市役所の担当職員へのインタビューでは実際の仕事を通して感じることなど生の意見を聞くことができた。第3章では、シングルマザーへの生活実態アンケートを実施し、結果を分析して記している。第4章では、非婚でシングルマザーとなった者の諸外国での状況として福祉制度が充実しているスウェーデンとアメリカを取り上げて、婚外子・婚内子に関わらず平等に扱われていることと、その影響で他国も人権的な立場から婚外子差別をなくすという方向へ向かいつつあることを記している。

要約

目次

はじめに

第1章 ひとり親を取り巻く環境

第1節 日本の離婚数の推移

第2節 養育費支払の現状

第3節 ひとり親の世帯数の変化

第4節 母子家庭生活問題

第2章 ひとり親に対する行政制度

第1節 児童扶養手当とは

第2節 市役所担当職員へのインタビュー

第3節 鹿沼市の「児童育成手当」の制定と現状

第3章 シングルマザーへのアンケート

第1節 アンケートの目的と調査方法

第2節 アンケート集計結果

第4章 非婚シングルマザーの諸外国での状況

おわりに

あとがき

参考文献

はじめに

以前アルバイトをしていたところのパートの方は母子家庭の母親として女手ひとつで子どもを育てている。今まで、母子家庭と聞くと恥ずかしながら少し偏見の目で見えてしまっていた。しかしその人と日々接しているうちに、母子家庭の母親は力強いという印象を持つようになった。私も将来母親となる日がくると思うが、いつ母子家庭の母親の立場になるかわからない。今回、アルバイト先のパートさんとの出会いが私の母子家庭への偏見を払拭するのともなった。社会に出ればもっと厳しい状況で子どもを養っているひとり親世帯もある。働く意欲があっても働ける場所がなかったり、ひとり親ということだけで就職の際に不利な扱いを受けることもある。

父子家庭にも母子家庭と同様に手当を支給する自治体も増えてきた。隣の市の鹿沼市では2002年8月から父子家庭にも「児童育成手当」という名目で、支給が開始された。来年度からは、千葉県野田市も父子家庭に手当を支給することが決定した。

第1章ではひとり親を取り巻く環境として、離婚数の推移、養育費支払、生活問題の現状を捉える。第2章では、ひとり親に対する行政制度として国の制度である「児童扶養手当」と、全国初という栃木県鹿沼市独自の「児童育成手当」について述べてみたい。第3章ではシングルマザーへのアンケートを通して結果を分析する。第4章では、非婚でシングルマザーになった者の諸外国での状況について述べる。それらを統合的に見て、ひとり親を支えるためのこれからのあり方を考えてみたい。

第1章 ひとり親を取り巻く環境

第1節 日本の離婚数の推移

離婚は、人々の間に大きな関心を引き起こしている。離婚の件数はここ数年、毎年数千件の割合で増加している。この離婚数の増加は、日本における家庭の崩壊を表すものではないかといわれている。厚生労働省の「離婚件数及び離婚率の年次推移」(図表1)を見ると、第二次世界大戦の離婚率は、1935年にかけて低下傾向を示した。1947年から1950年の離婚率は8万件前後で推移したが、1951年の8万2000件以降は低下して、1963年には7万件と第二次世界大戦の最低率を記録した。1965年に入ってから、1950年代の婚姻率(図表2)の上昇の影響を受けて急激な上昇に転じ、1972年には10万8000件となり、更に「第2次婚姻ブーム」の影響を受けて1983年の17万9000件まで上昇を続けた。その後、一時低下傾向を示し、1988年までは低下を続けたが、1989年から再び上昇に転じ、婚姻率の停滞とは対照的に、1999年には24万件となり1899年以降最高となった。

第2節 養育費支払の現状

「養育費」とは次の要件の全てにあてはまるものをいう。すなわち、児童の父親の支払ったものであること、受けとったものが母親（母親の代理人も含まれる）であること、父親から母親に支払われたものが金銭・有価証券（小切手・手形・株券・商品券）であること、父親から母親への支払い方法が、手渡し（代理人を介した手形を含む）・郵送・母親名義の金融機関口座への振込みであること、「養育費」・「仕送り」・「生活費」・「住宅ローンの肩代わり」・「家賃」・「光熱水費」・「教育費」など、児童の養育に関係のある経費として支払われるものである。

次のようなものは「養育費」には含まれない。児童の父親以外のものから支払われたもの、母親以外のものが受け取っている場合、支払われたものが不動産（土地・建物等）・動産（車・家財道具等）、支払方法が、母親以外の者への手渡し、郵便・口座振込みの場合、「慰謝料」・「財産分与」として支払われた場合である。

離婚に伴う養育費は離婚夫婦間で取り決めることとされている。しかも、親権者の取り決めのようには届出が行われなければならないものとはされておらず、そのため取り決めが行われないことが少なくない。妻が未成年の子どもを引き取った場合の養育費の出所について、妻が全部とするものが54.8%を占め、父が養育費を支出しているのは29.1%であり、3割に過ぎない。定期的に養育費が支払われている件数は13.2%であり、低い数字となっている。こうした状況は、未成年の子どもを抱えた母の収入が十分とはいえない社会状況にある今日においては、子どもの生活程度の低下を意味するものといえ、養育費の履行確保は現代社会の問題であるといえるであろう。

養育費の履行をいかに確保するかについては、わが国の履行確保制度では不十分である。現状では履行率が低く、離婚母子家庭における子の経済、生活の状況は厳しい状況である。養育費の支払いは、養育費支払い義務が生じた時点から子が成長するまで、長時間にわたって支払うものであるから、一括払いよりも分割払いで支払われるのが一般的であるが、その額は子ども一人につき月額2万から5万円程度の給付という形で定めることが多いため、一般に強制出向になじまず、支払いを確保する手段をほとんど利用できず、現状では養育費が支払われない場合、その確保は当事者の自力に頼る以外にないというのが現状である。そこで、他の国の養育費を確保する制度に目を向けてみたいと思う。まず、イギリスには養育費履行確保制度というものがある。これは子と一緒に暮らしていない親からの養育費の支払いを確保することを目的とし、養育費の定期的かつ期限通りの支払いや迅速な支払いを確実にまた能率的に実現する制度である。支払いが履行されなかつた場合、社会保障局は不在親を相手とする責任命令を裁判所に対して請求することができる。

フランスには養育費立替払いサービスというものがある。養育費の支払いがされていない場合、養育者の申請により家族手金庫が家族援助手当を支給し、さらに同金庫が養育者支払義務者の所在、収入などを調査し、当該養育費支払義務者から支給手当を回収するというものである。

第3節 ひとり親の世帯数の変化

日本の世帯構造は、世帯人員の減少が進むとともに、世帯類型も単独世帯や夫婦のみからなる世帯が増加するなど多様化している。また母子家庭については、離婚が増加傾向にあることなどに伴い、1950年当時の母子家庭の約8割は死別母子家庭であったのが、1993年には約7割が生別母子家庭であるなど、母子家庭となった要因や態様は大きく変化している。『国勢調査』に基づきわが国の世帯数等の変化をみると、高度成長期に伴う人口の都市流入などによって、一般世帯数は1960年には2254万世帯であったのが、1995年には4345万世帯と倍増し、一世帯当たりの人員は4.14人から2.84人に減少している。またこの間、世帯類型も大きく変化しており、核家庭世帯数は1179万世帯から2569万世帯に、単独世帯数は358万世帯から1077万世帯に大幅に増加する一方、その他の親族家族（三世帯世帯など）数は、679万世帯から689万世帯とほぼ横ばいとなっている。さらに、核家庭世帯の内訳を見ると、夫婦とその子からなる世帯数は849万世帯から1493万世帯に増加しているが、1990年調査以降は減少傾向に転じている。また、夫婦のみの世帯数は約5倍に増加しているとともに、ひとり親とその子からなる世帯もほぼ倍増している。以上のように、日本の世帯構造は、世帯の小規模化が進むとともに、単独世帯、夫婦のみの世帯、ひとり親とその子からなる世帯数が増加するなど多様化する傾向にある。

母子家庭の世帯数は、厚生労働省の『国民生活基礎調査』によると、1975年の37万世帯から1990年の54万世帯へと増加の傾向にあったが、90年以降はわずかな増減を繰り返している状況であり、1993年には49万世帯となっている。これの全世帯に占める割合は1985年の1.4%を最高として以降は少しずつ減少し、1993年には1.2%となっている。ヨーロッパやアメリカでは、近年離婚率の上昇によって単独世帯数が多様なライフスタイルの一つとして社会的に認められつつある。日本での母子家庭になった理由も、1960年代から「病死による死別」・「病死以外の死別」が減少し、1988年にはそれぞれ23.2%、6.5%となっていて、増加している「離婚」は1988年には60%をこえているという状況である。

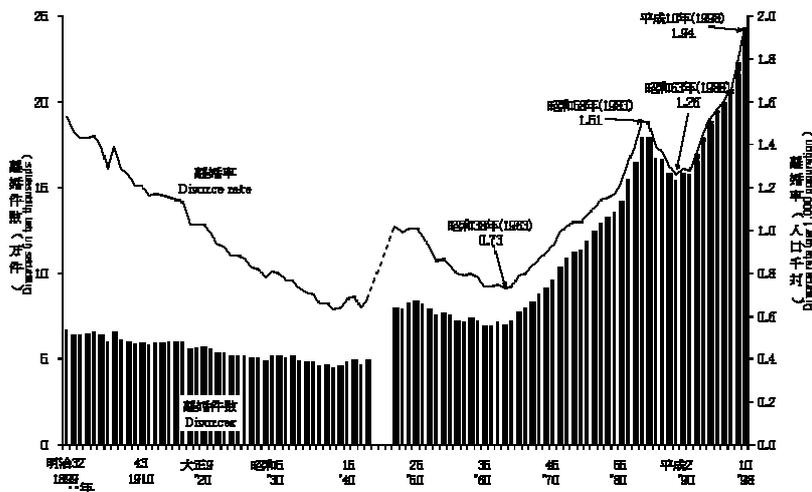
第4節 ひとり親の生活問題

母子世帯の年間収入は厚生労働省の『全国母子家庭世帯等調査』によると、1990年の平均で202万円で、一般世帯の513万円の半分以下である。母子家庭の収入源は「賃金・給料」が67%で第一位であるが、第二位は「生活保護」で9%である。同じく厚生省の『社会福祉行政業務報告』では、生活保護を受けている世帯は人口の1000人あたりの世帯保護率でも母子家庭が118.3と最も高く、ここからも母子家庭の生活の苦しさを知ることができる。1988年の『全国母子家庭等調査』によると、就労状況は86.8%の母親が働いているが、そのうち19.4%は「非常用雇用者」である。住居の所有状況は母子世帯の6割が「借家」で、4割が「持ち家」である。

理想の子ども数と現実にはギャップがあり、理想の子ども数を持つとしない理由は、経済的な要因が大きい。子どもを育てるためにかかる費用については「子育てコスト」として推計した結果、子どもが大学に進学する時期に家計の負担が大きくなり、この時期の子育てコストは最も大きい。(図表3)

図表

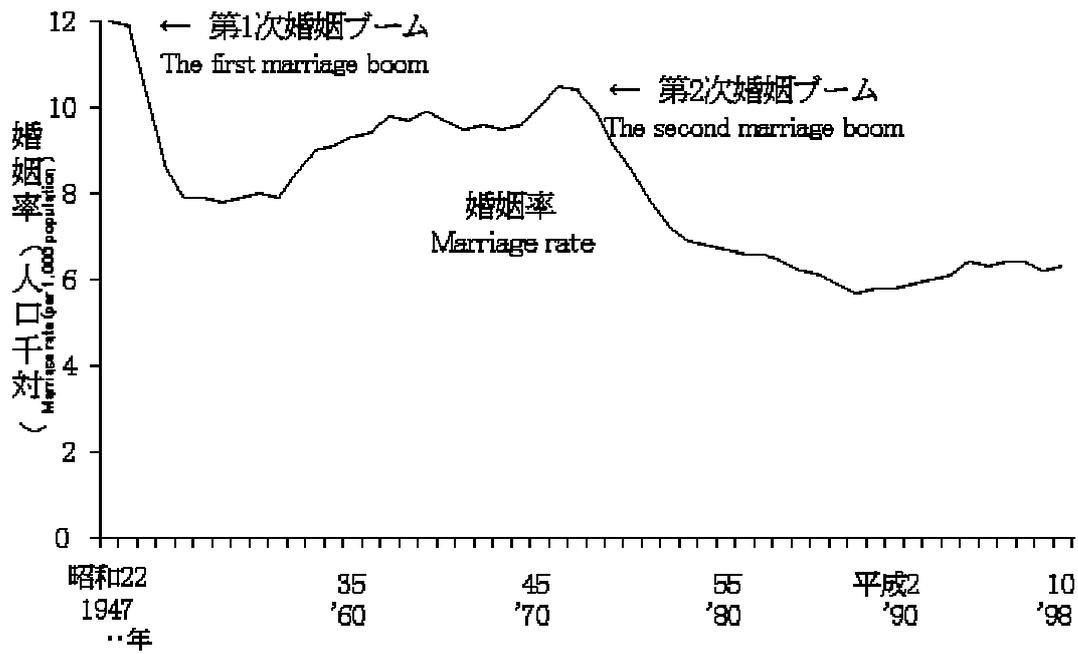
図表 1 離婚件数及び離婚率(人口千対)の年次推移 - 明治32~平成10年 -



注 : 昭和19~21年は不備のため省略した。

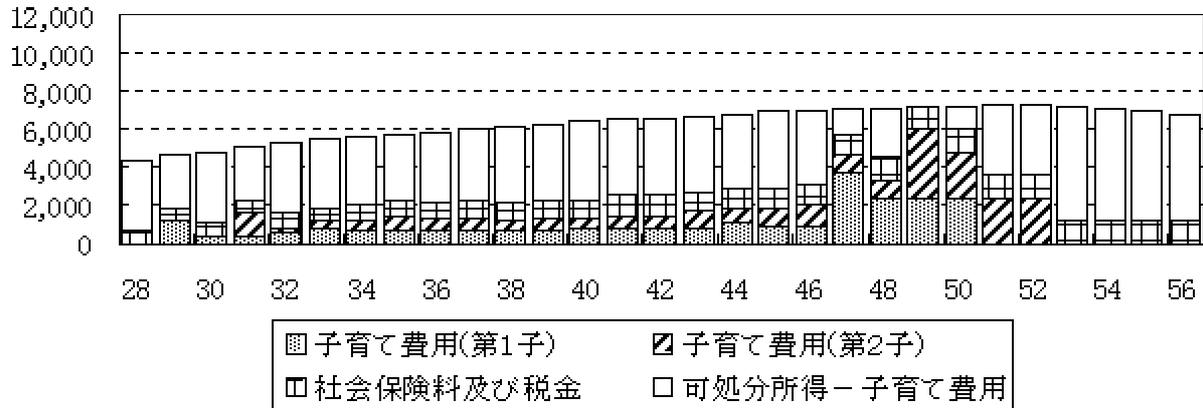
資料 : 昭和18年以前は内閣統計局『日本帝国統計年鑑第38回』及び『日本帝国人口動態統計』、昭和22年以降は厚生省『人口動態統計』。

図表 2 婚姻率(人口千対)の年次推移 - 1947年~1998年 -



図表 3 子育て費用の推移（推計：夫の年収は男性平均、妻は専業主婦の場合）

世帯収入、子育て費用(千円)



図表 2・3 出典：厚生労働省H.P <http://www.mhlw.go.jp>

第2章 ひとり親に対する行政制度

第1節 児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父親と生計を同じくしていない、離婚、未婚母子家庭、公的年金を受けていない死別母子家庭などの児童の「福祉の増進」をはかるために、母親や養育者に子供が高校を卒業するまで一定額を支給するものである。1961年に制定された。死別母子家庭には、1959年に母子福祉年金ができていた。母子家庭が経済的に困難な状態にあることは、生別でも死別でも同じである。離婚母子家庭にも同様の社会保障制度が必要だという議論が起こり、新たな法律として児童扶養手当法が制定されたのである。支給対象は次の から に該当する児童を監護している母、または児童を養育する人に支給される。外国人母子の場合、外国人登録をしている母子については対象となる。短期滞在の場合は対象外である。

父母が婚姻を解消した児童（事実婚¹の解消も含む）

父が死亡または生死不明である児童

父が政令で定める程度（重度）の障害の状態にある児童

父に引き続き1年以上遺棄されている児童

父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

婚姻によらないで生まれた児童（1998年の改定後、父が認知²した児童も対象となった）

から のいずれかに該当した場合、その日から5年以内に申請手続きをしないと申請する権利がなくなる。所得が多く支給制限にあたる場合でも、届出をしておかないと受給資格は失われてしまう。ただし、1998年の制度改正で非婚で認知をうけていた母子も受給できるようになったが、この場合には5年の時効は改正政令の施行日の1998年5月1日から起算されることになった。

児童扶養手当の受給資格者は、毎年8月に「現状届け」を提出しないと受給資格が失われることがある。現状届けでは必ず本人が役所に出向き、「生計維持調書」など必要書類に記入することになっている。さらにその数ヵ月後、更新された「児童扶養手当証書」を受け取りに再び役所まで足を運ばなければならない。支給期間は当該児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（障害等級2級程度以上の児童は20才未満）である。

支給対象者の所得制限は、2002年7月までは、年収204万8000円未満は全額支給（月額4万2370円）であり、年収204万8000円以上300万円未満は一部支給（月額2万835

0円である。2人目の子は月額5000円、3人目からは1人につき月額3000円加算される。これらが、2002年8月に制度が改正されて、全部支給と一部支給の所得の限度額が変わり、一部支給の手当額については、所得に応じてきめ細かく定められた。所得の限度額は、母と子ども1人の母子世帯を例にとると、収入が130万円未満の場合は全部支給額が支給され、収入が130万円以上で365万円未満の場合には、一部支給額が支給される。また、支給額(月額)の全部支給はこれまでと同じ4万2370円だが、一部支給は所得に応じて、4万2360円から1万円までの10円刻みの額となる。児童扶養手当を請求する者が母親の場合には、所得の範囲が次のようかわる。

母がその監護する児童の父から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受けとる金品等について、その金額の80%(1円未満は四捨五入)が「所得」として取り扱われる、従来、収入から控除していた寡婦³控除、寡婦特別加算は控除しないこととする、請求者が特別障害者控除を受けている場合、収入から控除できる額が30万円から40万円に引き上げられる。

次に支給の対象外となる場合をあげてみた。

児童または、受給対象者が日本国内に住所がないとき、児童が父または母の死亡について支給される公的年金を受給できるとき、受給資格者が老齢福祉年金以外の公的年金を受けられるとき、児童が父に支給される公的年金の加算の対象になっているとき、児童が児童福祉施設等に入所しているとき、児童が里親に委託されているとき、児童が父と生計を同じくしているとき、児童が母の配偶者(事実上の配偶者を含む)に養育されているときである。

厚生労働省によると、今回の改正により現在の支給世帯の46%は減額、51%は変化なし、残りの3%は増額と見込んでいる。世帯の重要な収入源が減少することで、生活に困る家庭も多くあるはずである。そこで、手当額が減額した人のみを対象に、2002年8月からの5年間、減額された額に限り無利子で貸付をうけることができる(特別児童扶養資金)。返済は、貸付期間の満了日または、扶養している児童が中学校を卒業する日のいずれか遅いほうの1年後からで、10年以内に返済をしなければならない。しかし、一部あるいは全額を受給できない母をも対象としていた「児童扶養資金」の貸付が廃止された。

第2節 市役所担当職員へのインタビュー

まずは身近なところからと思い、宇都宮市役所児童福祉課担当職員へインタビュー⁴に行った。宇都宮市の近年の婚姻数は1998年の3316件から、2001年は3671件と毎年緩やかに増加している。それに伴い、離婚件数も1998年956件から2001年1108件とこちらも緩やかではあるが増加している。児童扶養手当の現状の申し込み状況は「毎年3100件ぐらいとのことである。(申請資格はあるが所得制限にひっかかる人1.5割の人も含める)」8月の児童扶養手当の改

正でもめたことはあるかとの問いには、「窓口でもめたことは特にない。母親たちは今回の改正を素直に受け止めている様子である。」8月の改正で大きく改正されたことについての質問には、「所得制限が細かく設定されたこと。次に父親からの養育費の8割を母親の収入として計算されることである。」父子家庭にも手当がほしいとの問い合わせはあまりないそうだ。担当者からみて、父子家庭の父親には児童扶養手当はそんなに大きな問題として捉えられていないように思われるとのことである。

隣の鹿沼市では父子家庭にも手当を支給する条例が制定されたが、その件について宇都宮市ではどのようにとらえているかとの質問に対しては、「隣の市で全国初の条例が制定されたので関心がないわけではない。しかし、財政面などで当分の間は宇都宮では無理なような気がする。職員の間でもそのことについて是非宇都宮でも！と話題を取り上げる人もいない。鹿沼市はひとり親に対する対応がしやすいと思う。これは素晴らしいことだが、宇都宮と比べて人口も違い財政面でも異なるので、鹿沼市が条例を作ったから宇都宮でもすぐに条例がつかれるという発想はやめてほしい。」と述べていた。父子家庭には母子家庭にはない生活援助の仕方があるように思う。例えば、家事を手伝ってくれるヘルパーさんなどが例に挙げられるが、その点を聞いてみたところ、「臨時的なもの(入院や出張で家を空けるとき)はあるが、常時的なものはまだない。男女平等といってもやはり今まで家事をやったことのない男性に急に家事をやれといっても無理であり、それで仕事に支障をきたすのならば、そのような家事をサポートする制度があってもいいと思う」とのことである。宇都宮独自の制度としては、『児童福祉手当』というものがあるが、これは父子にも母子にも適用され月額3000円と額が少ないので、あまり申請してくる人はいないそうだ。扶養手当は本来どうあるべきかとの質問には「手当はあくまでも手当であり、生活を助ける援助にすぎず、それに頼りきり貰える事が当たり前という意識はなくすべきだと思う。申請者の中には本来の自立を助けるという目的から外れて、手当を貰うために年収を基準にあわせて調節する人もいる」という答えを得た。

次に全国で初という父子家庭にも手当を支給する条例を制定した鹿沼市役所の児童福祉課の担当職員へインタビュー⁵に行った。尚、鹿沼市の「児童育成手当」に関しては次の節で詳しく述べることとする。実際の仕事を通して感じることについての質問には「扶養手当があることで、実際に生活が助かっている人もいるが、その反面甘えている人も多い。また、申請時に嘘をつく人が意外と多い。手当を貰うことばかりを主張して、更新時の市役所からの呼び出しにも答えない人が多数いる。そのような人が当初の予想よりもはるかに多く、役所側も頭を悩ませている。また、仕事の性質上どうしてもプライベートなことまで聞かざるを得ない。その点を誤解しないでほしい。児童福祉だけに限らず、福祉全般でいうと、少々やりすぎている面も生じている。1つも甘えを許していくと、終わりがなくなっていく。もう一度、誰のためのものなのかよく考えるべきである。」と述べていた。

第3節 鹿沼市の父子家庭への「児童育成手当」とは

宇都宮市の隣にある鹿沼市で、全国初という父子家庭にも母子家庭同様手当を支給するという条例が2002年6月に制定された。この条例が制定に至る背景を鹿沼市役所児童福祉課の担当職員に伺ったところ、「鹿沼市はひとり親医療費助成というものがあり、これは18歳到達の後最初の3月31日までの児童を養育するひとり親の父母とその児童の病気や怪我で保険診断を受けて支払った医療費自己負担分や入院時食事療費本人負担分、薬剤費負担分を助成する制度であり、他の自治体と異なる点は、診療をうけたら一時的にその費用を本人が負担しているが、鹿沼市内の医療機関（歯医者・接骨院を除く）であれば受診時に『ひとり親家庭医療費受給資格証』を提示することで、保険医療費自己負担分を支払わずに診断を受けることができることである。一時的ではあるが自己負担金も支払えず診療を受けることのできない家庭もある。その点でこの医療費助成は好評を得ている。申請で窓口で父子家庭の父がくる機会が多く、父子家庭にも母子家庭と同様の児童扶養手当を支給してほしいとの問い合わせが多くなり、市役所側でも父子家庭に陽が当たらないということはおかしいということになり条例の提案、制定に至った」と述べていた。

また、児童育成手当の創設について市長が一般に出したコメントのコピーもいただくことができそれには次のような記述があった。

「近年の社会情勢の変化により、離婚の急増等を背景とした『ひとり親』が大変増えています。この内、母子家庭に対しては児童扶養手当など様々な支援施策がありますが、父子家庭に対しては、ひとり親家庭医療等の支援策があるだけで、手当による生活支援はありません。しかし、母子家庭の児童も父子家庭の児童も同じでありながら、平等に福祉施策が受けられないのは、すべての児童健全育成という意味で問題があります。そこで、鹿沼市では児童扶養手当の父子家庭版ともいえる『児童育成手当』を創設し支給するため、6月議会に手当の条例案を提出し可決しました。手当額も条件も基本的には児童扶養手当と同じで母を父に置き換えたものであり、8月から該当させたいと考えています。おそらく県内はもとより全国に先駆けた内容で、鹿沼市の児童福祉が更に充実するもの

と考えています」⁶ という記述である。鹿沼市では7月から申し込みを開始し、70世帯の申し込みがあったが、申請者の4～5割は所得制限でひっかかるので、現在手当を支給されているのは20世帯とのことである。

この条例は、母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童育成手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としている。受給者に該当するものは、次のとおりである。すなわち、父母が婚姻を解消した児童、母が死亡した児童、母が規則で定める程度の障害の状態にある児童、母の生死が明らかでない児童、その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるものである。

前の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。すなわち、本市の区域内に住所を有しないとき、父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができる。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く、父若しくは母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償その他規則で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる父の監護を受けている場合であって、当該給付の事由が発生した日から6年を経過していないとき、母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき、里親に委託されているとき、母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態にあるときを除くこととなっている。

一見児童扶養手当の受給資格が変わっただけのものに見えるが、相違点として生活保護受給者を対象としない（国費優先のため）、受給者に養育者を対象としない（児童扶養手当に該当）、未申告者を対象としない（義務の遂行により権利を発生させる）、所得の精算に本手当の額を算入しない（法律ではないので、公課の禁止がうたえない）というものがあげられる。

第2章 註

- 1) 事実婚とは、1980年に厚生労働省児童家庭局が出した通達では、男性と同居している場合、あるいは同居していなくても「頻繁な訪問かつ定期的な生計費の補助」がある、または「社会通念上夫婦と思われる」場合なども、事実婚とみなすと書かれている。
- 2) 「認知」とは法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子を、親が戸籍法の手続きによって、自分の子と認めること。
- 3) 「寡婦」とは、夫と死別または離婚して再婚しないでいる女性のこと。
- 4) 宇都宮市役所児童福祉課・担当職員へのインタビュー 平成14年10月22日実施
- 5) 鹿沼市役所児童福祉課・担当職員へのインタビュー 平成14年10月25日実施
- 6) 鹿沼市市長公式コメントより抜粋

第3章 シングルマザーへのアンケート

第1節 アンケートの目的と調査方法

このアンケート調査は、生別母子家庭に支給される「児童扶養手当」が大幅削減となったことにより、シングルマザーの就労・生活実態調査を行うことを目的とする。

調査の対象は18歳未満の子どもを育てている母子家庭の母親。調査の実施主体は『しんぐるまざーず・ふぉーらむ』¹で、実施期間は2001年12月17日から2002年1月4日までとなっている。調査の方法と回答者はしんぐるまざーず・ふぉーらむ会員には郵送し、FAXもしくは郵送で回答を募る。ホームページにも掲載し、ホームページ上からも回答できるようになっている。その結果183人の回答を得た。アンケートへの関心は高く、児童扶養手当の削減や危機感を反映している。

このアンケートは私自身が実施したものではないが、『しんぐるまざーず・ふぉーらむ』の責任者の方にアンケートを卒業論文に掲載することを許可していただき、アンケート結果を文章に変え分析してみた。

第2節 アンケート集計結果

回答者の年齢は、31歳から40歳が64%と一位を占め、次いで25歳から30歳が22%となった。子どもの人数は、1人が64%、2人が31%、3人が5%となった。また、ひとり親になった理由として離婚が85%、非婚が15%である。児童扶養手当受給状況をみると、受給者は全体の82%と多数を占め、その中でも全部支給は67%、一部支給は15%となっている。受給していない理由としては所得制限や、別居親との同居があげられている。回答者の就業形態は、パート・アルバイトが43%と一番多く、次いで正社員が41%、派遣が9%である。仕事をしていく上で困っていることはあるかとの質問に対して、収入が増えないということで41%、時間的な問題として36%となっている。仕事をしていく上での苦勞として、残業等で保育園などのお迎えに間に合わない、子どもと過ごせる時間が少ない、子どもが病気の時に困る、就職活動時に母子家庭を理由に断られた、残業をすると大赤字(ベビーシッター代のほうが高い)、泊まりの出張ができない、雇用・収入が不安定、リストラの不安などがあげられる。

ひとり親になってからの収入についての項目では、年月がたつにつれて収入が上がったと答える人が11%、同じくらい、または下がったと答える人が66%である。150万から200万の層の人が17%で一番多く、それを含めて250万以下の人が50%を占めている。児童扶養手当は、子どもと生活を支える上で安心感を与えてくれているかとの質問でYES88%、Noその他が12%となっている。また、子育てに役立つという人が93%と大多数を占める。多額ではないが、毎月の手

当が支給されることへの安心感を抱く人が多数いる。しかし、その反面安心感を抱けない人は手当そのものが生活を営む支えになっていないのであろう。大多数の人が子育てに役立つと答えていることから児童扶養手当の本来の、母子家庭の子育てを支援するという目的が達成されているといえるであろう。

子どもの年齢が上がると、教育費の負担を感じるかとの質問に、96%の人が負担を感じると答えている。中学校までは義務教育だが、給食費・卒業旅行の積立金・教材費など、学校にかかる費用が多い。また、高校に進学すると授業料だけでも、県立・公立では月額1万円程度、私立では月額2～4万円程度(学科によって異なる)かかる。ひとり親の家庭で、毎月この金額は負担が大きいと思う。

次に、養育費に関する項目では現在養育費を受け取っている人が45%、受け取っていない人は55%と半分に分かれた。現在受け取っている人の中でも、71%の人が、養育費は当てにできないと言っている。養育費の支払いが守られていない理由として、「月々きちんと支払いがなく、金額も3万だったが今は1万。自分達の仕事がリストラなどで、苦しくなっていると思われる」「収入があるときは、きちんと支払っていたが、現在父親が失業中のため受け取っていない」「遊園地に行く誘いに応じなかったので、その後支払いが止まった」など、父親の感情的理由もあげられていた。養育費の主な使い道は、生活費と将来の学費がそれぞれ半数を占めている。養育費の取立ての改正方法については、国が立替るべきだと答える人が54%、ついで給与天引きが49%となっている。

児童扶養手当は必要かとの質問に、95%の人が必要と回答している。申請時の職員の対応について、対応が悪かったと思うと答えた人が多数いた。その意見としては、「他の人がいる前でいろいろ話し、プライバシーの配慮に欠けていた」「子どもの父親となぜ結婚しないのかしつこく聞かれた」「無愛想・命令調」「未婚の場合、父親についてしつこく聞かれた」「手続きをしてから支給まで半年かかり、その間も説明がなかった」など、プライバシーの配慮や職員の態度に対する意見が多かった。

第3章 註

- 1)『しんぐるまざーず・ふぉーらむ』とはシングルマザーが子どもと一緒に生き生き楽しく生きられるように、情報を提供したり、交流の場をつくったり調査・提言をしたりして行政にはたらきかけているNPO法人。

第4章 非婚シングルマザーの諸外国での状況

一般に「婚外子」といわれているのは『世界人口年鑑』¹などで把握することのできる「法的婚外子」のことを指している。『世界人口年鑑』では婚内子とは、「出生時にその国や地域の法律に従った結婚をしている両親から生まれた子ども」であり、婚外子とは「出生時に各国の法律に従った結婚をしていない両親から生まれた子ども」であるとされている。1985年（アメリカのみ1984年）の婚外子出生率のデータでは、スウェーデンが46.6%と最も高く、以下デンマーク43.0%、アメリカ21.0%、フランス19.6%と続いている。ここでは、スウェーデンとアメリカの状況を見ていこうと思う。

スウェーデンは、社会福祉制度の充実で有名な国である。子どもの養育という面でも例外ではない。婚外子として生まれても「子どもはすべて社会の子として平等に扱わねばならない」という精神が一般的に浸透していたため、保護的な措置がとられた。さらに、スウェーデン政府は1969年の家族法改正に際し、「法律婚が家族法の中で中核的な地位を占めるものであっても、未婚の母や事実婚の当事者に対して不当な苦痛や不便を与えるような規定があってはならない」²と述べたということである。この結婚についての法的中立が、同棲の増加、そして婚外子の増加を生み出している。婚外子に対しての相続差別も1970年に解消され、1976年には「非嫡出子」という言葉も差別語として法律上から消えた。このようにスウェーデンでは婚内子、婚外子にかかわらず、平等に扱われている。

アメリカではスウェーデンと同じような同棲の増加という現象もあるが、婚外子出生率増加の原因のもうひとつは、社会問題ともなっている10代の妊娠である。この10代の妊娠という問題は母親の貧困をうみだし、それにとまなう不安定な環境は子どもにも悪い影響をもたらす。しかし、この10代の妊娠・出産も過去とは異なり、嫡出制の規範はかつてほど厳しいものではなくなり、婚外子を育てることは経済的には現在でも困難ではあるが、精神的な面ではむしろ充実感を感じる少女も多く、無理矢理結婚することも少ないという。また、たった一人でも子どもを産み、育てようとする「選択的シングルマザー」も社会現象となっている。

そのシングルマザー達の子どもを作るひとつの方法として、アメリカでは「精子銀行」³が大きな産業となっているという。全米におよそ30の精子銀行があり、一番古いものでは20年の歴史がある。ここを訪れる女性の2割ほどがシングルで今までに全米でおよそ20万人、ニューヨークだけでも1万5千人の子どもが生まれている。シングルマザーを選んだ女性達でつくる会『シングル・マザーズ・バイ・チョイス』は1982年に発足し、現在では、その会員数は約2000人に、支部の数は全米で20以上、カナダに2支部、そしてさらに新しい支部がつくられつつあるという。

統計的にも、30～40代のシングル女性の母親になるケースは増加しているという。全米で、一度も結婚していない女性のうち4分の1近くが母親になるが、これは10年前に比べて60%の増加である。この増加率が高いのは、高学歴で専門職に就いている女性で、白人女性や大卒女性では増加

率は2倍以上、専門職または管理職に就いている女性では3倍近くになるという。1990年で30才以上のシングル女性のうち17万人が子どもを産んでいる。これもまた、白人女性の増加が目立ち、1980年から1990年の10年間で、30～34才の白人女性の出生率は120%増加したという。

ジェーン・マテスによれば、「選択的シングルマザー」増加の背景としては、その底流に女性解放運動があり、「今や女性は国家や会社のトップになることだってできるのだから、家族の長になれないわけがあるだろうか。わたしたちは経済的に家族を養えるようになってきているだけではなく、良い親になれるという自信を深め、一人でも子どもを育てられると思えるまでになった。伴侶としてふさわしい人が現れれば結婚にも興味を示すかもしれないが、ただ子どもを得るためだけに好きでもない男性と結婚する必要もない。(中略)人間として成熟したシングル女性が自分の意思でシングルマザーになると決めるとき、結婚に失敗し、辛い離婚を経て子どもを育てるはめになった人と同じくらいかそれ以

上に、自分も子育てをこなせるだろうと考えたとしても不思議ではない。」⁴ ということである。また、婚外子であるからという差別も一昔前に比べてだいぶ減ったということである。1986年にグラマー誌が行った世論調査によると、読者(おもに20代、30代の女性)の77%がシングル女性が子どもをもつことを支持し、70%の人が30代半ばまでに結婚していなかったらシングルのまま子どもをもつことを考える、と答えているという。法律的には家族法は各州によって異なるのだが、連邦最高裁判所による連鎖的な憲法判断は、結果的にはほぼすべての州が非嫡出子に対する差別的な規定を廃止するなど、州法における統一的な方向づけを行なっているという状況である。このように、アメリカでは人々の婚外子に対する差別意識は明らかになくなりつつあり、法律も変わりつつある。

スウェーデンやアメリカ以外の国でも、人権的な立場から婚外子差別をなくすという方向へ向かいつつある。それは、世界人権宣言・国際人権規約・女子差別撤廃条約・子どもの権利条約などの諸国際条約において、子どもを出生によって差別しないとうたっていることから、また1994年の「国際家族年」の原則として、「家族の形態や機能は個人の好みや社会的条件により、多様で、かつ変化するものであり、国際家族年の取り組みはその多様なニーズに応えるものであること、国際家族年は国連の規約にのっとり、すべての個人がいかなる家族に属し、いかなる家族的地位にあっても、基本的人権と基礎的自由の促進をもとめるものであること」が掲げられていることから明らかになる。

第4章 註

1) 『世界人口年鑑』1986年

2) 宮崎 孝治郎 『新比較婚姻』(勁草書房 1978年)

3) 「精子銀行」とは精子の売買を行う所で、精子銀行に登録されて提供者のリストには提供者の特徴

が記載されていて、購入者は自分の好みによって自由に選ぶことができる。

4) Jane mattes (ジェーン マティス) 『シングルマザーを選ぶとき』(草思社 1996年)

おわりに

アルバイト先のシングルマザーの方の話を聞き、シングルマザーというのは、自立心ということにおいては、他の母親よりも積極的な考えをもっていると思った。いいところがあったらぜひ働きたい、そして他の家庭には負けないようにやっつけていこうという強い意志を感じた。児童扶養手当という形で支援することも大切なことだとは思いますが、そのことよりも、自立してもらえるような環境を整えるということのほうが大切なのではないだろうか。母子家庭世帯がものすごい勢いで増加していることも事実であるので、現在のような状況でいくと結果的に扶養手当ということだけに絞ってそこが削減されていくということが起こる可能性も今後もでてくるであろう。児童扶養手当は制定後何度か改正されているが、努力しても自立できない状況におかれている家庭もたくさんあるという点に着目してほしい。ひとり親に対する貸付金制度もあるが、実際にそれを利用した人は全体の1%にすぎなかったとのことである。やはりお金を借りるということは抵抗があることだと思うし、返済の見通しに対して不安も感じる方もいるだろう。母子家庭の実態は一様とは言えない。

例えば、継続的に手厚い社会的支援を必要とする層、適切な社会的支援を講ずることにより自立可能な層、必ずしも困窮していない層など、いくつかの層に分かれていると考えられる。また、社会支援を必要とする母子家庭の態様やニーズも多様である。例えば適切な就業の場がない母子家庭の場合、その態様に応じた就職の斡旋や技術の習得の援助等の就労支援が優先される。また、保育施設やホームヘルパーサービスなどの充実は子育てと就労の両立を支援する上で必要となる。さらに、精神的支援をも含めた継続的なケースワークが必要な母子家庭もあれば、親権や養育費の取り決めなどの法律問題を法律相談の提供を必要とするケースもある。また、父親の暴力や虐待から逃避するケースでは緊急一時的保護の対応が要請される。母子家庭に対する社会的支援を行うにあたっては、個々の家庭の態様やニーズに応じたきめ細やかな施策を適正に講じ、それぞれの母子家庭が自立した生活を営めるように支援していくことが必要であると思う。

社会的支援を必要とする母子家庭に関する調査は、プライバシー等の問題があり難しい面がある。しかし、母子家庭の態様やニーズに合った有効な施策を講ずるためには、母子家庭の実態の把握が必要不可欠である。このため、母子家庭のプライバシーの侵害にあたらないような配慮や工夫を講じつつ、その実態により詳細な把握を行う必要があると思う。養育費についても、日本では明確な法律がなく、離婚後養育費未払いになるケースが多いがイギリスの養育費履行確保制度、フランスの養育費立替払いサービスなど養育費確保のための制度をつくるべきではないだろうか。

時代の変化に合わせ、単身世帯が1つの世帯と同様に認識されていく偏見のない社会になることを期待したい。

あとがき

今回卒業論文の作成にあたり、インタビューに協力して下さった宇都宮市役所児童福祉課の箕輪様、鹿沼市役所児童福祉課の御地合様、アンケート資料を提供して下さった『しんぐるまざーず・ふーらむ』の皆様、最後に3年のゼミからお世話になった中村祐司先生に感謝いたします。

参考文献

- 井上輝子・江原由美子『女性のデータブック第2版』（有斐閣 1995年）
厚生省児童家庭局福祉課 『歩きはじめよう自立へのみち』
善積京子 『婚外子の社会学』（世界思想社 1993年）
利谷 信儀 『離婚の法社会学』（東京大学出版会 1988年3月）
湯沢雍彦 『図説家族問題の現在』（日本放送出版協会 1995年）

参考 URL

- 鹿沼市役所 <http://www.city.kanuma.tochigi.jp>
宇都宮市役所 <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp>
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp>
『しんぐるまざーず・ふーらむ』 <http://www7.big.or.jp/~single-m/>